

大分県報

令和八年
三月三十一日
号外（二九）

（火曜日）

目次

議会規則

大分県議会会議規則の一部改正……………一

県議会議長告示

大分県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正……………一

○議会規則

大分県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県議会議長 嶋

幸

大分県議会規則第一号

大分県議会会議規則の一部を改正する規則

大分県議会会議規則（昭和四十年大分県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

○県議会議長告示

大分県議会議長告示第一号

大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年大分県議会議長告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県議会議長 嶋

幸

大分県議会議長 嶋

一

第三条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び被保険者番号」を「第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。